

宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
水谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 31 年 1 月 7 日（宇治市監査委員公表第 1 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象

建設部 住宅課

監査期間

平成30年10月2日 ~ 11月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	市営住宅使用料収入状況について 滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた。適正な管理に努められたい。	滞納使用料の債権管理については、監督職員から担当職員へ適時・適切に指示し、納付指導等の事務手続を遅滞なく行います。また、退去者の債権管理についても、過去の納付指導の経過等を確認し、個別に対応を進めます。